孫食貨志

法篇

卷四

八 43
2475
34

門 へ遠13
冊 2475
巻 3

梶原平三景時

(斧磯榮)

一

梶原景時

目録

一 江戸の郎党 并 新田の郎党の事

一 藤原の郎党 并 仁田四郎忠常の事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

西京にくだりつるよりし
ばらく音信をとのぶらく西氏を
[illegible]
つ[illegible]に喜信[illegible]人の百姓ども
[illegible]面年の天[illegible]
を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]

国[illegible]も年来の信[illegible]
て[illegible]
[illegible]の氏天[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]年[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

過去のさうろくとぐもぐしの紙
書い方書かれた義
年のけよ第ト今の春代たを
べーと行人どうよりせりつく
撰えの材業のしたる強作番と
もたうまとそうつぐしー
銘をと拾見して一しー
ーりじ百姓のうりまた

家とるる方ー撰じ我りてら
ちうとるの主紙西よりを見の
ちづくり材まじるの義清重西の
撰たき撰屋のりまと星撰る過去
作ちうそい書録を清見のうぐ
じ博仕会のの強作ちうかる清
銘うよりし百姓を事雑ノト
き仕合おい世庸悪作とりて雑

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の川[illegible]長く毎日
川舟をとゝのへて[illegible]
[illegible]び月[illegible]と孔[illegible]
足を洗ひ[illegible]
[illegible]だ吉面[illegible]の[illegible]て又[illegible]
[illegible]ば二月十四日[illegible]
[illegible]ト新田[illegible]
[illegible]

親しき川[illegible]程[illegible]の
[illegible]ば[illegible]
[illegible]の日[illegible]
川[illegible]の舟[illegible]
の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

今日他所にて発言のものしつて有
しゆゑ新田上家いにしへの遺風よ
りて赤家のしたしみなるに
ずらんこと
ずらんこと
諸人のおもしろがるやうなる
歌を作りて
歌の作りかたやうなる
しばらくるるうるおの体
が一番にして作りたい新田家の美い
美しきうつくしき作りかたを
作るのうつくしい作りかたを
歌のうつくしい作りかたを
うつくしきうつくしきうつくしい
る是歌の作りかたを
歌の作りかたを

肥前守より下し置る
御使者として石の童の清ふとゝ
めひの所面のうつゝ津元の
りたゝの無事の信より加賀一
ゝ今日の所意とゝ自らしりる

荘坂平を富加の
并 仁田四郎の人宮方
の

相模国より右馬頭の使者有て
武蔵の國より使者とゝ当年
参勤軍の家ゝ今年二百余騎
四三信より鎌倉の清盛
ゝ家雑ゝ
七月廿二日禁中の清盛
参まして相模国より信濃
信濃より鎌倉の
信濃国より将軍より補
八月

二日薄雪降る面白く降る人
数第一にて第一番に将軍より
数献上の清酒を頂く
陪臣一同に献上とて
陪臣献上の清酒
一献の献上
陪臣献上の清酒
献上の献杯
陪臣献上の献杯
献上の献杯

献上の献杯
献上の献杯
献上の献杯

四足よりとしをかさぬる時は
くわ[illegible]ぶりとしかぶ其年とらを経て
三年六月より信長の家臣の時の
ひとりあるひとり[illegible]有夫
時の例よりまさる者なれ[illegible]
時物を得るべきときの時家をもて
心[illegible]とゝのひしかば六月朔日[illegible]
家を時[illegible]て二日細川信長

の家臣よりの[illegible]しくの物をとりかん
[illegible]時代よりの[illegible]左藤家の[illegible]
[illegible]時[illegible]日[illegible]時を
の[illegible]時軍の時[illegible]
心[illegible]
[illegible]のところより信長の[illegible]
[illegible]時軍[illegible]
[illegible]時[illegible]

怪矢の部をみるべし妖怪もまた
かくのごとし他に飛ぶものは本文よりして
伊勢みやこ言葉のごとくみるべし
てをもものかたりとしるべし和田平太郎
義盛隠岐の部の荒くものかたりしるべし
一大いに怪しきは半異と称する
異人出現ならびに河内国にてひれ
伏せる件の部より入るべし

[illegible]の海邪のごとく
きゆるごとく和田平太郎義盛の部より河内
りと年のころ[illegible]ごとく将
軍なるいにしへ中みの[illegible]を
てまつるものなり平の[illegible]
まてとも赤ごと外人としてみるべ
い風雲おこりかくまるる
日をとらかたちまち弾丸手をかゆ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

性有のかりこのよい走とるひ
とんをとるゆゑ〜 [illegible]氏の物ゝびゝ多
かりく西のくに武士の[illegible]
まで[illegible]〜 [illegible]
是[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

巳の刻より鶴ヶ入彩色数千羽
間せもなくとびたちまはりて
ちらちらとみゆ紅葉
殆いろいろしむ三位中将
てらさるゝともとゝ
数十里とりまはす公はたゝ
しもうと彩色をたゞ書
水ちらしてまとゝ輪橋

うんをもよさつぐと義経といふ数
らだ中通の屋ゝ所ゝ遠命
殊ひみちより先遠い方のみと近陸
ちうきまちうんとちうきまちうきまち
なくせんと迷惑するの水ちうきとちう
よ河内ちうえちうみちうの水みち
とぎまちと急ぎまちうちうとちうち
あどくのなとみちうちうとちうち

ども云所よりそちらの所に君を祝
し奉る事をつゝしみて彼天の御子
まうを聞きゝの法師を祝し奉り
給まつりて御ものいはせ給へば
将軍高つとこゝに君を長
々と生給へとて御退せ給へば
将軍かいりもまりはてゝ君
が御代にて更命は
しきりに問とゝまるに不意のうさ
を君是非なくゝゝ命と申
しよ御ものとをこゝろ
東一件の御者よりとゝまる故
此とおぼしめしかに門
此問の者御使みな
を御霊のいまし此
ところのひらだ此の四

書るこの金をみたしたうんでことまく
ふをおらるること上さまにはくらを叶り
来一世名をあげて将軍の侍るる色
ゆゑ見るこの金をおかるることをぞんじ
奉る書るこれをもと金下ゆまつる者ん
ようなれば書るかぐ我家ものて対を御
軍奉度こと仕の侍る者家誠ニ一
ならば侍るべの人金を拾ひ上た

て拾らく来一が金をひろひ拾りて
家に帰りてかくなりて侍るを誠にさぐるや
うな思ひ神仏の恩なりと朝
命をこちの上ヒ一人のいらく
うんじ主命をうけて出家のおもき
我なれば家を書るをひろひ拾ひ
らんや金を人をみるべき事中に
仏神の中へ拾ひ上げ金を全

[illegible]
[illegible]
[illegible]

一方国すべてハ能貴様様代
のみぐらと古物と取ると云ふ所時
ハ強言と云ふ事ハ不審ハ
扨古屋のりて北国の中ハ鎮西探題
の四五人ハ国を支配する
国の中をみな人ハ
不敬の様北国より中ハ
中ほどすべて金体まつりて

一万人ハ人ハ
なる乃ち長崎と云ふ
ものなり

諸藩貴重文書の調査研究